



II. 補正加算

- 補正加算はイノベーションの価値を評価し、革新的な医薬品開発を促進するために導入され、2002年に若干ではあるが改善された。
- しかしながら、現実には、ほとんどの補正加算は設定された範囲の最低率である2.5%が適用されており、多くの場合、新薬の算定価格は算定の比較対照薬の収載時薬価を下回っている。
- また、補正加算の可否を評価する際に、製薬会社（申請会社）の提出したデータが十分評価されているとはいえない状況にある。
- 骨子（たたき台）において、小児用薬剤への加算も含め、補正加算を強化・拡大する必要性に理解が示されたことは評価できる。しかし、本来の目的を達成するに充分な改善案が示されたとは思わない。
- 補正加算においては、意味のある大幅な改善をお願いしたい。